



結婚や出産の手続き・届け出 段取りCheck List

結婚や妊娠、出産に関して、全ての方が同じ手続きを行うわけではありませんが、一般的な内容や、吉田町で利用できる制度をまとめて確認出来る、チェックリストをつくりました！

このリストを活用して、

2人で素敵な新生活を始めてくださいね。



こちらは引っ越しに関するチェックリストです★

内 容			必要なもの	どこで（担当）
引 っ 越 し	☐	現住所の役所に転出届を提出 現在住んでいる住所地の役所で転出届を記入・提出し、 転出証明書をもらう。現在の住所地と新住所地が同じ市 区町村の場合、転出届は不要（下記転居届のみ）	☐ 本人確認書類（運転免許証等） ※転出元により異なります。	旧住所地の役所
	☐	ライフラインの停止&開始手続き 電気やガスの会社、水道局・水道事業所に連絡 （電話またはインターネット）し、旧居での 停止手続き、新居での開始手続きをする。	☐ 顧客番号などがわかる 書類など ※必要なものは各社異なるので それぞれの窓口で確認を	各社担当窓口、電話や インターネットなど （吉田町上下水道課 0548-33-2127）
	☐	引っ越し当日、ライフラインの使用確認 新居では、まず電気や水道、固定電話やインターネット などが使えるかどうかを確認。ガスは立ち合いのもと、 開栓してもらう。		各社担当窓口、電話や インターネットなど （吉田町上下水道課 0548-33-2127）
	☐	転入（転居）の手続き 新居に住み始めてから、吉田町役場町民課で 「転入届（転居届）」を記入して提出。	☐ 本人確認書類（運転免許証等） ☐ 印鑑 ☐ 転出証明書 ☐ 通知カード （もしくはマイナンバーカード）	吉田町役場 町民課 （0548-33-2101）
必要な人 のみ		住民票をもらう 住所・苗字等が変わったら、運転免許証や保険証等の 変更のために住民票を取得しよう。	☐ 本人確認書類（運転免許証等）	吉田町役場 町民課窓口部門 （0548-33-2101）

各施設の住所・電話番号

◆吉田町保健センター（健康づくり課） 吉田町住吉 1567 番地 0548-32-7000

◆吉田町役場（町民課・上下水道課等） 吉田町住吉 87 番地 0548-33-1111（代表）

こちらは結婚に関するチェックリストです★			
内 容			必要なもの
どこで（担当）			
結 婚	☐	婚姻届の用紙を入手する 用紙は役場でもらえます。 （インターネット等で購入することもできます。）	最寄りの役所 （吉田町役場町民課 0548-33-2101）
	☐	戸籍謄本を入手する 本籍地以外の役所に提出する場合は、戸籍謄本が必要 です。戸籍謄本は親や祖父母であれば代理人で 取得が可能。余裕を持って準備しましょう。	☐ 本人確認書類（運転免許証等） ※郵便で取り寄せる場合は手数料分の 定額小為替等が必要です。必ず請求先 の本籍地へ問い合わせましょう。
	☐	婚姻届に記入する 結婚後の氏や新しい本籍地などは二人で相談して 決めましょう。鉛筆で下書きしてから、黒のボール ペンでなぞってもOKです。	☐ 婚姻届 ※消えるボールペンは使用できません。
	☐	証人を決め、記入を依頼する。 婚姻届には 20 歳以上の証人 2 人の署名と押印が 必要となります。親や親戚、友人など、ふたりで 相談してお願いし書いてもらいましょう。	☐ 婚姻届 ☐ 証人の印鑑
	☐	役所に提出する 24 時間 365 日提出できますが、休日や夜間に 提出した場合の点検日は後日（平日）になるので、 誤りがないように注意しましょう。	☐ 婚姻届 （以下 2 人の） ☐ 本人確認書類（運転免許証等） ☐ 戸籍謄本 ☐ 印鑑
			本籍地・住所地等の役所 （吉田町役場町民課 0548-33-2101）



こちらは妊娠前・妊娠中に関するチェックリストです★			
内 容			必要なもの
どこで（担当）			
妊 娠 前	☐	～ママからベビーへファーストプレゼント～ 感染症に罹ることを予防し、安心して妊娠期を過ごせるよ う、抗体検査や予防接種費用の一部を助成する制度です。 （助成対象）抗体検査：妊娠出産を希望する 20 歳から 40 歳未満の既婚女性。 予防接種：抗体検査対象者のうち抗体価の 低い方 （対象疾病）麻しん・水痘・带状疱疹・おたふくかぜ	☐ 抗体検査や接種を受けたことを 証明する書類 ☐ 接種を受けた際の領収書 ☐ 印鑑 ☐ 接種者名義の通帳
			吉田町役場 健康づくり課 （0548-32-7000）
妊 娠	☐	妊娠がわかったら妊娠届出書を提出し、 母子健康手帳の交付をうける 妊娠がわかったら、お母さんの住所地の役所で妊娠の届出 をし、母子健康手帳の交付を受けましょう。	☐ 妊娠届出書 ☐ 通知カード （もしくはマイナンバーカード） ☐ 本人確認書類（運転免許証等）
	☐	勤務先に報告して必要な手続きをする 産休は産前 6 週間、産後 8 週間。育休は産休明けから 取ることが出来ます。社会保険で受けられる給付や 手続きも確認しておきましょう。	勤務先によって異なる 勤務先の担当部署

こちらは出産後に関するチェックリストです★			
内 容			必要なもの
どこで（担当）			
出 産	☐	出産したら出生届を出す 子どもが生まれた病院で出生届（右半分が出生証明書 になっており、お医者さんが記入して渡してくれる）を もらえるので、記入して提出しましょう。 （生まれた日から 14 日以内）	☐ 出生届 （出生証明書部分記入済のもの） ☐ 印鑑 ☐ 母子健康手帳
	☐	児童手当の申請をする 子ども一人につき、3 歳未満：15,000 円 3 歳以上小学校修了前（第 1 子・第 2 子）：10,000 円 3 歳以上小学校修了前（第 3 子以降）：15,000 円 中学生：10,000 円 （※全て所得により異なります。） 申請した月の翌月から支給されるので、早めに手続きしま しょう。	☐ 扶養者（父または母）の通帳 ☐ 扶養者（父または母）の保険証 ☐ 印鑑 ☐ 扶養者（父または母）所得証明書 （1 月以降に転入した場合）
	☐	こども医療費受給者証の申請をする 病院でこどもが受診した場合、この受給者証を健康保険証 と共に提示すると、中学 3 年生まで、健康保険診療分の自 己負担分を全て助成してもらえる制度です。（窓口負担が なくなります。）早めに手続きしましょう。	☐ 扶養者（父または母）の保険証 ☐ こどもの保険証 ☐ 印鑑
	☐	「新生児（低体重児）出生通知書（はがき）」を出す 妊婦健康診査受診票冊子に綴られている「新生児（低体重児）出生通知書」を出しましょう。	
	☐	よしだにこにこパッケージ助成の申請をする 平成 29 年 4 月 1 日以降に出産した方で、出産日及び申請 日に吉田町内に住所を有する方に、妊婦健診や出産時の交 通費、新生児期の検査費、産後健診費等を助成します。 50,000 円／人 双子以上の出産については 10,000 円／人 上乗せ	☐ 妊産婦名義通帳 ☐ 印鑑 ☐ 母子健康手帳
	☐	出産一時金の手続きをする 出産育児一時金は加入中の健康保険から給付されます ので、加入中の健康保険の窓口を確認しましょう。 会社員の方は勤務先での手続きとなります。	☐ 領収書等 （詳しくはお問い合わせください。） ※社会保険の場合は勤務先に お問い合わせください。
	☐	こどもの保険証の手続きをする 社会保険の方は勤務先、国民健康保険の方は町民課での 発行となります。	加入保険によって異なる
			吉田町役場 健康づくり課 （0548-32-7000） 勤務先もしくは 吉田町役場 町民課国保部門 （吉田町役場町民課 0548-33-2103）

このほか、**出産手当金や育児休業給付金など、出産・育児に伴う給付は他にもある場合があります。**
御自分の勤務先や加入保険によって異なりますので、申請忘れの無いように気をつけてくださいね。

